

2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務仕様書（案）

1 目的

韓国の消費者等への各種プロモーションを実施することにより、韓国における愛媛県の認知度向上を図り、韓国から本県への誘客促進に繋げる。

2 業務名

2026年度韓国での愛媛県プロモーション委託業務

3 業務内容

（1）SNS等を通じた情報発信

- ア 愛媛県観光公式SNSアカウント（Instagram、facebook）及びブログにより、継続的かつ効果的な情報発信を行い、韓国での愛媛県の知名度向上を図ること。
- イ Instagram、facebook 及びブログとともに、最低月4回以上投稿を行うこと。
Instagram アカウント：go_ehime
facebook アカウント：<https://m.facebook.com/visitehimejapan/>
※ブログについては、契約後に愛媛・韓国経済観光交流推進協議会（以下、「協議会」という。）と協議のうえ運営方法を決定する。
- ウ SNSアカウントのフォロワーを獲得するため、上記アのアカウントや、ブログ等を活用してイベント等を実施すること。
- エ 必要に応じて、愛媛県の多言語ホームページ「Visit Ehime Japan」を活用した情報発信を行うこと。なお、掲載する内容はSNS等で取り上げるものと一部重複しても構わない。
- オ 基本的には受託者の提案するテーマによって情報発信して構わないが、事前に協議会と協議のうえ実施すること。

（2）インフルエンサー招請

- ア 一般消費者に向けて本県及び韓国路線の情報発信を行うため、訪日旅行に影響力を有する韓国在住のインフルエンサーを招請し、取材ツアーや撮影を行うこと。
- イ 愛媛県のプロモーションに効果的なインフルエンサーを3名以上招請すること。
- ウ ツアー実施の際は、1室1名、1日3食用意（夕食時飲物代を含み、随時飲物提供）、情報発信用のWi-fiルーターを用意すること。
- エ 韓国語の通訳及び添乗員を手配すること。なお、兼務も可とする。
- オ 取材ツアーワークには、記事の投稿及び掲載を行い、愛媛県の魅力を発信すること。
- カ 記事の投稿回数については、インフルエンサーは1人あたり5回以上とすること。
- キ 招請したインフルエンサーに対し、ツアーや宿泊施設のアンケート調査を実施すること。なお、質問項目は協議会と打ち合わせのうえ決定すること。
- ク その他の点については、協議会と協議のうえ実施すること。

(3) 「日韓フォトコンテスト」(主催：在大韓民国日本国大使館公報文化院)による情報発信
ア 在大韓民国日本国大使館公報文化院が2014年から毎年開催している「日韓フォトコンテスト」に共催し、認知度向上を図ること。

イ 愛媛県の認知度向上に繋がるように、PR方法等について、十分に公報文化院と調整を行うこと。

(4) 「日韓交流おまつり」(主催：日韓交流おまつり実行委員会)による情報発信

ア 日韓最大の草の根交流イベントである「日韓交流おまつり」に参加し、ブース出展等を通じて認知度向上を図ること。

イ ブースについては、来場者の興味・関心を引き、集客につながるように工夫を凝らすこと。

ウ 愛媛県の認知度向上に繋がるように、PR方法等について、十分に協議会及び実行委員会と調整を行うこと。

(5) 旅行博を活用した情報発信

ア 韓国で開催される旅行博に1回以上参加し、ブース出展を通じて愛媛県の認知度向上を図る。

イ ブースについては、来場者の興味・関心を引き、集客につながるように工夫を凝らすこと。

ウ 愛媛県の認知度向上に繋がるように、PR方法等について、十分に協議会及び実行委員会と調整を行うこと。

(6) OTAサイトを活用したプロモーションの実施

ア 韓国の個人旅行者が利用するOTAサイトを活用したPRを実施することで、愛媛県の認知度向上を図る。

イ 韓国内での認知度が高く、多くの利用者が見込まれるサイトを活用すること。

ウ 上記内容については、事前に協議会と協議のうえ決定すること。

(7) 韓国の旅行業界における情報収集

ア 毎月、日本への旅行商品を造成する韓国の旅行会社等を訪問し、広く訪日観光動向の状況等について情報収集を行い、定期的に報告書を作成のうえ、提出すること。

イ 感染症等の状況によっては、オンライン又は電話での情報収集も可とする。

ウ 旅行会社に対しては、愛媛県のプロモーションを行い、旅行商品の造成を働きかけること。

(8) その他

ア 協議会が韓国で実施するその他事業(旅行博等展示会への出展及びPR活動、翻訳、

- 出張時同行及び必要物品の受取り等)に協力すること。
- イ プロモーションに活用するノベルティ等を必要に応じて制作すること。
- ウ その他、効果的な広告発信につながる企画があれば提案すること。ただし、予算額の範囲内で行うこと。

4 留意事項

(1) 著作権

本業務の実施にあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないよう、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。協議会又は受託者が従前から所有していた写真を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める権利については、協議会に帰属するものとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知りえた個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 成果品

- ・実績報告書 1部（提出期日は別途指定する。）
- ・その他、本業務実施により完成したもの

6 その他

- (1) 本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するために、より良い手法、技術又はアイデア等があるときは、積極的にこれを提案すること。
- (2) 感染症をはじめとする予測不能な事態の影響等により、詳細な業務内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。
- (3) 委託業務が完了したときは、実績報告書を作成し、成果品及び証拠書類を添えて定められた期日までに提出すること。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること）。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度協議会と受託者とで協議のうえ決定すること。